

もも組
(0歳児)



いちご組
(1歳児)



ぶどう組
(2歳児)



れもん組
(3歳児)



りんご組
(4歳児)



めろん組
(5歳児)

社会福祉法人 佐伯民生福祉会

みなみこども園

TEL 0972-23-0567 FAX 0972-23-0569

保育所型認定こども園 みなみこども園

入園のしおり 2023年度（重要事項説明書）

1. 設置運営主体

名 称	社会福祉法人 佐伯民生福祉会
所在地	佐伯市蟹田7番12号
電話番号	0972-22-0644
代表者氏名	理事長 西嶋信子

2. 施設概要

施設の種 類	保育所型認定こども園	
施設の名称	みなみこども園	
施設の所在地	佐伯市中の島2丁目19番36号	
連絡先	TEL0972-23-0567 FAX0972-23-0569	
E-mail	minami@saikiminsei.jp	
HPアドレス	https://saikiminsei.jp/minami	
管 理 者	園長 後藤裕司	
利 用 定 員	1号認定園児	2号・3号認定園児
	15人	120人
開設年月日	令和5年4月1日	

3. 施設の目的・教育及び保育の方針

【目的】子どもの集団生活の第一歩は、まず保育士との出会いからはじまります。そして保育士への信頼感にもとづいて、まず安定した気分を持たせながら、集団生活の楽しさを体験していきます。友達を求める子どもの欲求と、集団の中で子どもを育てたいという親の願いを軸にして、児童の集団生活は展開されます。そして、一人一人の能力を最大限に発揮させ、自立と正しい仲間関係を育て上げることを目的としています。

【教育・保育方針】

教育・保育理念

子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛されるこども園をめざします。

教育・保育方針

- ・豊かな人間性をもった子どもを育てる

教育・保育目標

- ・元気な子どもに育つように
- ・明るい子どもに育つように
- ・やさしい子どもに育つように
- ・素直な子どもに育つように

4. 施設・設備等概要

施設

敷地	敷地面積	3,079.78㎡
	園庭	578.19㎡
園舎	構造	木造 1階建
	延床面積	837.48㎡
	築年月	平成31年3月新築（※令和5年3月増築）

(主な設備)

設備	部屋数	備考
乳児室	1	もも組（0歳児）
ほふく室	1	いちご組（1歳児）
保育室	4	ぶどう組（2歳児） れもん組（3歳児） りんご組（4歳児） めろん組（5歳児）
調理室	1	
職員室・医務室	1	

5. 職員配置状況

職種	園長	保育士	調理員	看護師	子育て支援員	用務員
人数	1	25	4	1	1	1

6. 嘱託医

- ・内科医 桑畑 真人（桑畑小児科医院） TEL 22-1965
- ・歯科医 丸山 和明（丸山歯科医院） TEL 22-0832

7. 保育時間等

【教育標準時間（1号認定者）】

平日	月曜日～金曜日
休園日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月4日） 学年始休業 4月1日～4月7日 夏季休業 7月21日～8月24日 冬季休業 12月25日～1月7日 学年末休業 3月27日～3月31日
保育時間	8時00分～14時00分
預かり保育	7時00分～8時00分・14時00分～18時00分 別途料金が発生します。（別表1） 希望される方は、「預かり保育申込書」を提出していただきます。
延長保育	18時00分～18時30分 別途料金が発生します。（別表2）
給食費	月額3,700円（別表1）

【保育標準時間（2・3号認定者）】

平日	月曜日～土曜日
休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月4日）
保育時間	7時00分～18時00分
延長保育	18時00分～18時30分 別途料金が発生します。（別表2） ※ただし、月2,000円が上限です。
給食費	2号認定者 月額5,000円（別表1）

【保育短時間（2・3号認定者）】

平日	月曜日～土曜日
休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月4日）
保育時間	9時00分～17時00分
延長保育	7時00分～8時30分、17時00分～18時30分 別途料金が発生します。（別表2）
給食費	2号認定者 月額5,000円（別表1）

8. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

ただし、基本的に3歳児以上は保育料は無償化、3歳児未満も一部無償化されています。

(2) 給食費…別表1

(3) 預かり保育・延長保育等に係る利用者負担金…別表2

(4) その他利用者負担金…別表3（写真代、交通費を除く）

(5) お支払方法

上記（1）～（4）を口座引き落としで行います。

金融機関は大分銀行です。

毎月**20日**に引き落とします。（20日が土・日・祝の場合は次の銀行営業日）

※口座引き落としができなかった場合は、現金でお支払いください。

※保育料等は当月分を翌月に引き落としします。

例：4月分は5月20日に引き落とします。

9. 退園・休園・契約解除に関する事項

退園

転居等により、他の教育・保育施設への転園するときは、転園希望日の1月前までに1号認定児は退園届を当園に、2号・3号認定児は市役所に退所届を提出してください。

休園

病気等の理由で休園を希望されるときは、速やかに園長に申し出てください。

契約解除

下記の案件に該当する場合は、契約解除（退園）になる場合がありますので、ご注意ください。

なお、下記の（1）（2）の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談ください。

(1) 正当な理由がなく、保育料・利用料負担金が3ヶ月以上未納の場合

(2) 正当な理由がなく、1ヶ月以上休んだ場合

(3) 保護者等が当園の施設及び当園の近隣地域、教育・保育に従事する職員、または他の利用者（園児・保護者）に対して、重大な背信行為を行った場合

(4) その他、前号（3）以外に、園長と保護者の間で協議を行ない、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長・園の健全な運営を妨げると判断した場合

10. 苦情等に関する相談窓口

苦情・意見・相談等の受け付け窓口を設置しています。申立方法は、面接・電話等なんでも結構です。園長・主任保育士または相談委員（下記参照）にご連絡ください。園の意見箱に直接投函されても結構です。

但し、以下の申し立ては除外となります。

- ・当該苦情等に関する事実のあった日から1年以上経過しているもの。
- ・国の制度に関するもの。
- ・保育料に関するもの。
- ・職員の人事に関するもの。
- ・保護者が行う行事等に関するもの。
- ・匿名のもの。

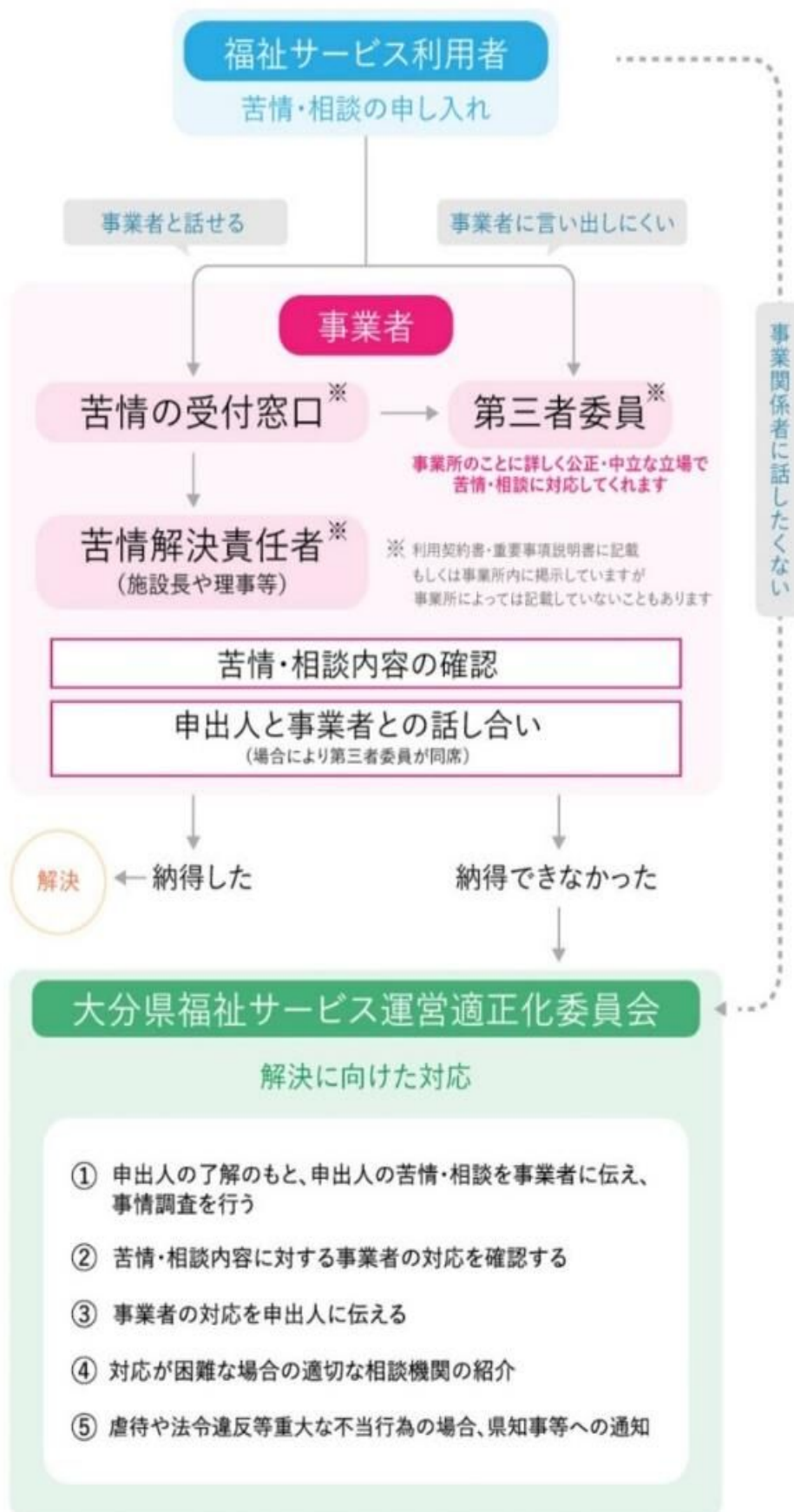
保育園名	相談委員	電話	苦情解決責任者	苦情受付担当者	電話
みなみこども園	大司 毅	23-4088	後藤 裕司	河合 良子	23-0567
みなとこども園	高野 慎吾	090-4777-4429	三輪 芳嗣	宮崎 美穂	22-5399
八幡保育園	染矢 博史	23-6003	富高 新一	高橋 喜美代	27-7661
さいきこども園	染矢 幸子	23-0671	小野 正司	田原 尚美	22-0644
長島保育園	郷司 厚子	22-7916	村上 秀雄	石田 範子	24-0522

11. 福祉サービス相談について

毎月第3水曜日に「福祉サービス相談」を行っています。

※毎月第3水曜日（16：00～17：00）

会場	相談委員	開催月	開催月	開催月
みなみこども園	大司 毅	2023.4	9	2
みなとこども園	高野 慎吾	5	10	3
八幡保育園	染矢 博史	6	11	4
さいきこども園	染矢 幸子	7	12	5
長島保育園	郷司 厚子	8	2024.1	6



12. 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

消防設備	・自動火災警報設備 ・アルソックへの通報設備	・非常警報装置	・誘導灯
防災用備品	・震災用備蓄：食料、飲料水、懐中電灯		
避難訓練	・避難訓練（火災、地震、不審者、消火訓練等）は毎月1回実施		
避難場所	・火災・地震のときは、佐伯市役所又は長島防災高台 ・津波警報が出たときは、城山三の丸上の段、佐伯市役所、長島防災高台		

13. 虐待の防止

当園では、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、虐待と思われる園児を発見した場合、児童虐待の防止等に関する法律第6条により関係機関に通告を行います。

14. 緊急時の対応（ケガ等）

当園では教育・保育の提供を行っているときに、園児が緊急を要するケガや体調不良の場合には、保護者に連絡を行い、園から直接病院受診する場合があります。保護者の方と連絡が取れない場合でも、園の判断で病院受診する場合があります。また、万が一保護者の方と連絡が取れない場合、病院への到着が遅れる場合は、検査や処置等は医師の指示に従います。

15. その他の留意事項

- (1) 当園の敷地内はすべて禁煙です。
- (2) 送迎は基本的に保護者の方をお願いします。保護者以外の方が来られる場合は、必ず送迎を行う方のお名前・園児との関係の連絡をお願いします。確認が取れるまで園児のお渡しができません。
- (3) 駐車場と園舎との往復の際は、必ず園児と手をつなぐ・おんぶ・抱っこなど、安全な登降園をお願いします。くれぐれも園児だけを勝手に先に歩かせることのないよう、お願いします。
- (4) 登降園送迎口の出入りの際は、必ず扉を閉めていただきますようお願いいたします。また、保護者の方が安全を確認してから、園児と一緒に登降園されるようお願いいたします。
- (5) 保育者へ園児を引き渡す前や、保育者から引き渡し後での園内・園庭などで、園児を遊ばせないように、お願いします。

(6) 当園のホームページやクラスだより等に、園児の写真が掲載される場合があります。**園児の顔が掲載されることに支障がある場合はお申し出ください。**お申し出のない場合は、写真等が掲載されることをご了承ください。

(7) その他随時、園よりお伝えする留意事項を、ご確認の上お守りください。

入園後、下記の事由が発生した場合は、こども園と市役所に連絡してください。

- ・ 就職または転職、離職した時。
- ・ 入所理由に変更があったとき。
- ・ 住所や電話番号など連絡先に変更があったとき。
- ・ 家庭状況に変更があったとき（出生・結婚・離婚等）
- ・ 生活保護の開始・廃止があったとき。
- ・ その他申込書の記載事項に変更があったとき。

【連絡先：佐伯市役所 こども福祉課・こども福祉係 TEL 2 2 - 3 9 7 2（直通）】



年間行事予定



月	主な行事	◎は保護者に参加をお願いする行事です。
4月	○新年度保育開始 ○こどもの日集会	○内科健診、歯科検診
5月	○野菜の苗植え ○芋植え	◎親子遠足 (5/12)
6月	○はみがき教室	◎保育参観
7月	○プール開き ○七夕、笹焼き ◎夏まつり	
8月	○プール納め	
10月	◎運動会 ○内科健診、歯科検診 ○芋ほり ○交流事業	
11月	○遠足	
12月	◎クリスマスお楽しみ会 ○クリスマス会食	
1月	○正月遊び	
2月	○豆まき (節分) ○お店屋さんごっこ	
3月	○お別れ遠足 ○お別れ会食 △新入園児説明会 ◎卒園式 (※保護者の参加は、めろん組のみ)	

- ◇ お誕生会、お弁当日、避難訓練は毎月行います。
- ◇ 月のおたよりと、給食献立表を毎月末の発行します。(※コドモンで配信)
- ◇ 年によって、行事に多少変更があります。
- ◇ 行事の変更がある場合があります
- ◇ 月日が決まっていない行事
 - ★チャイルドクッキング (れもん、りんご、めろん組のみ)
 - ★サコット (れもん、りんご、めろん組のみ)
 - ★英会話教室 (りんご、めろん組のみ)




一日の生活の流れ

時間	子どもの活動		
	0～2歳児	3～5歳児	
7:00	開園		預かり保育
7:30	順次登園して、いちご組で過ごします。		
8:00			延長保育
8:30	各クラスに移動		
9:00	おやつ (0、1、2歳児)		サービス
	各クラスで色々な活動を行います。 (お散歩、製作、外遊びなど)		
11:00	昼食		1号認定者の保育時間
	(もも組、いちご組、ぶどう組 11:05～ れもん組、りんご組 11:15～ めろん組 11:30～)		
12:30	昼寝		2・3号認定者の保育時間
	(めろん組は、昼寝の時間を減らしていきます。)		
14:00	1号認定の園児 順次降園		預かり保育
14:45	目覚め		
15:00	おやつ (全クラス)		延長保育
16:45	ぶどう組に集まります。		
17:00	順次降園		延長保育
18:00			
18:30			延長保育

(持ち物)

毎日持ってくるもの

★印は、保育士の指示により用意してください。

全年齢共通のもの	クラス	クラス別に準備するもの
<p>●入園当初必要なもの(記名してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニール袋(L~大) 1袋 ・箱ティッシュ 1箱  <p>※下記のことを、毎日かばんに入れてお持ちください。(写真①)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳 (写真②) ・手拭きタオル (写真③) ・汚れ物入れ袋 (スーパーの袋で可) ・体拭きタオル (2枚) <p>※体拭きと書き、名前も記入</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">体ふき</p> <p style="text-align: right;">花子</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・着替え <ul style="list-style-type: none"> ・下着(パンツ・シャツ) _____ 枚程度 ・上着 _____ 枚程度 ・ズボン _____ 枚程度 	もも組 (0歳児)	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツ 5枚~7枚 ・食事用エプロン ★ほ乳瓶またはマグマグ
	いちご組 (1歳児)	<ul style="list-style-type: none"> ・パンツ式オムツ 5枚~7枚 ★食事用エプロン
	ぶどう組 (2歳児)	<ul style="list-style-type: none"> ・パンツ式オムツ 3枚~5枚 ★パンツ 2枚~3枚
	れもん組 (3歳児)	★コップ、歯ブラシ(キンチャク袋入り)
	りんご組 (4歳児)	・コップ、歯ブラシ(キンチャク袋入り)
めろん組 (5歳児)	<ul style="list-style-type: none"> ・コップ、歯ブラシ(キンチャク袋入り) ・おたよりケース ・出席ブック 	

写真①



写真②

◆連絡帳の裏表紙は、布を貼った厚紙に糊でしっかりと貼り付けてください。



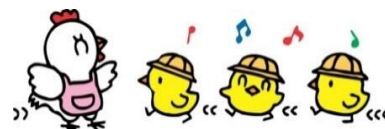
お昼寝ができるようになったら

- ・寝具… 敷布団（ベビー布団でいいです）
毛布、タオルケット
（名前は大きく書いてください）

季節に合ったもの

- ・布団は、週末に持ち帰り、シーツは洗い、布団一式は日光消毒をしましょう。
- ・途中、おねしょなどでシーツが汚れた時は、持って帰って洗って頂きます。
（シーツ交換は保護者の方をお願いします。）

※シーツは、チャック式タイプがよいです。



タオルはこのようにしてください

写真③



- ・手ふきタオルは記名してひもをつけて下さい。（ゴムはのびるので、避けてください。）
- ・体ふきタオルは、大便、小便等で汚したら、シャワーで洗った後に、ふくタオルです。
タオルには、記名して「体ふき」と書いておいてください。

※体ふきタオルは、フェイスタオル程度の大きさです。


- ☆ かばん → いちご・ぶどう・れもん・りんご組の着替えを入れてくるかばんは、園児たちが着替えの出し入れをしますので、出し入れしやすいかばんにしてあげてください。
なお、めろん組は、リュックを登園カバンとして使用しています。
- ☆ カラー帽子 → 週末に持ち帰り洗って下さい。（園児がわかるようにワッペン、またはしゅうなどのマークをつけてあげてください。）
- ☆ くつ → サイズの合った園児が履きやすいもの。週末は必ず洗ってください。
- ☆ 持ち物には、必ず名前を記名してください。

兄弟姉妹の小さくなった服などを着られるときは、必ず名前を書き直してください。

- ☆ 落とし物（忘れ物）で名前のないものは、数日間掲示します。もしも、持ち主が現れない場合は、園の共同物にします。

その他連絡事項

●登園・降園について

- (1) **お休みする時や遅れる時は、午前9時までにコドモンか、電話で連絡してください。**
午前9時30分を過ぎても連絡が無い場合は、勤務先等に連絡をする場合があります。
- (2) 登園した時は、タッチパネルで打刻し、確実に保育士に園児を預けてください。

☆ 8時半までは、ぶどう組の部屋にそれ以降は各部屋へ連れて行ってください。
☆ お迎えの時も必ずタッチパネルで打刻し、必ず保育士に声をかけて帰ってください。
※タッチパネルの打刻時間で、延長保育料が発生しますので、注意してください。
☆ お迎えは各部屋まで来てください。(16時45分以降は、ぶどう組の部屋にいます。)
- (3) お迎えの時間が遅くなる時や、いつもより早く迎えに来る時、都合で迎えの人が変わる時(保護者以外の人の時)は、前もって保育園に連絡をして下さい。
- (4) 前夜、朝などに身体の異常(発熱、嘔吐、下痢など)があった場合は、必ず保育士にお伝えください。
- (5) 玄関のドア及び駐車場門扉から出入りする際は、下記の自動開閉時間を除き、外の時間帯の登降園はインターホンでお知らせくだされば、キーを開けるシステムになっています。
(他の園児と一緒に出入りすることがありますので、注意してください。)

7:00~9:29 15:00~17:29 自動開閉

9:30~14:59 17:30~18:30 施錠(インターホンで確認し、開錠)

●連絡について

- (1) 園からの連絡は、コドモン、掲示板またはおたよりでお知らせします。
- (2) お仕事がお休みで、都合のためお子さんを預ける時は、登園時にその日の連絡先をお知らせください。

●服装について

- (1) 服装の指定はありませんが、衣服は体に合った、動きやすく、着脱(着たり脱いだり)しやすいものを着せてください。
- (2) **衣服には必ず名前を書いてください。(靴下、下着にも)**
※兄弟姉妹等の小さくなった服等を着られるときも、必ず名前を書き直してください。

●健康について

- (1) **内科健診**（桑畑小児科医院）、**歯科検診**（丸山歯科医院）を**年2回**行っています。
- (2) 園は集団生活の場であり、病気にかかる機会も多くなります。
公費で受けられる期間が来たら、早めに予防接種を受けましょう。
なお、接種後当日の登園は、お控えください。
- (3) 園での与薬について
 - ・誤薬を防ぐため園での与薬は行いませんが、病気によって与薬が必要な方は、医師の指示書と薬剤情報提供表が必要です。園に置いてある与薬依頼書には、保護者の方が記入して提出してください。（印鑑が必要です。）
 - ・点眼薬や塗り薬については、医師の指示書は必要ありませんので、薬剤情報提供書と与薬依頼書を提出してください。
- (4) 食物アレルギーについて
 - ・食物アレルギーがあり、除去食が必要な園児は、除去食依頼書が必要です。（依頼書は、園にありますので申し出てください。詳しくは、担任に相談ください。）
- (5) アタマジラミについて
 - ・園でアタマジラミらしきものを発見した場合は、蔓延防止対策を早急にとるために、保健所に持っていき調べてもらうこともあります。ご了承ください。
- (6) つめを切りましょう
 - ・伸びたつめでお友だちをひっかくことが多いので、まめにつめ切りをしてあげてください。
- (7) フッ化物洗口について
 - ・4歳になったら、希望者のみフッ化物洗口を行っています。

●園からのお願い

- (1) 具合の悪いときは、休ませてください。
（休みの連絡は、9時までに必ず連絡してください。）
- (2) 原則的に、37.5℃以上の熱があるときで、いつもと様子が違い心配な時（元気がない、食欲がない、顔色が悪いなど）には、電話連絡をいたします。
☆お子さんの今の様子を、保護者の皆さんにお知らせする電話連絡です。
☆お子さんの体調がご心配なときは、いつでも園に電話をかけてください。
- (3) 次の場合は、お迎えをお願いします。
 - ☆ 38℃以上の発熱のとき
 - ☆ 嘔吐、下痢が続くとき
 - ☆ ひきつけたとき
 - ☆ 伝染病の疑いがあるとき
 - ☆ その他、園がお迎えを必要と判断した時

こども園の感染症について

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際に、医師が記入した意見書（別紙様式）をこども園に提出してください。



* 医師が記入した意見書（別紙様式）が必要な感染症

感染症名		感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹（はしか）		発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ		症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症		発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん		発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）		発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		—	医師により感染の恐れがないと認められていること
イントウケツマクネツ 咽頭結膜熱（プール熱）	ア ス デ 感 ノ 染 ウ 症 イ ル	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
カク 流行性角結膜炎		充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
セキ 百日咳		抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎		—	医師により感染の恐れがないと認められていること
スイ 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。

【2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン 2023年5月一部改訂 参照】

★同居の方も上記の感染症と診断された場合は、こども園に必ずお知らせください。

なお、感染者の園内への立ち入りは禁止です。送迎者が感染している場合は、玄関外で受け渡します。園に着いたら電話してください。

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

*** 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届（別紙様式）が必要な感染症**

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間を経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化（かさぶた）していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としている。

【2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン 2023年5月一部改訂 参照】

★上記の感染症と診断された場合は、こども園に必ずお知らせください。

*** 状態によっては登園を遠慮するようお願いする場合もある感染症**

感染症名	登園の条件等
アタマジラミ症	駆除を開始していること
伝染性軟属腫（水いぼ）	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること
伝染性膿痂しん（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
単純ヘルペスウイルス感染症	口唇ヘルペスのみで、全身状態が保たれているのであれば、マスクなどをして登園可能

【2023年4月改訂版 学校、幼稚園、保育所において予防すべき感染症の解説 参照】

※意見書・登園届の用紙はこども園にあります。また、次ページをコピーしても構いませんし、HPからダウンロードもできます。（<http://saikiminsei.jp>→各園紹介→menu(メニュー)→様式集)

意見書 (医師記入)

みなみこども園 園長 様

園児氏名

平成・令和 年 月 日生

(病名) (該当疾患に をお願いします)

<input type="checkbox"/>	麻しん (はしか) ※
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ※
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘 (水ぼうそう)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱 (プール熱)
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、「意見書」を園に提出してください。

登園届 (保護者記入)

みなみこども園 園長 様

園児氏名

平成・令和 年 月 日生

(病名) (該当疾患に をお願いします)

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑 (りんご病)
	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
	ヘルパンギーナ
	RSウイルス感染症
	帯状ほうしん
	突発性発しん
	その他 ()

(医療機関名) _____ (年 月 日受診) において
症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、 年 月 日より
登園いたします。

年 月 日

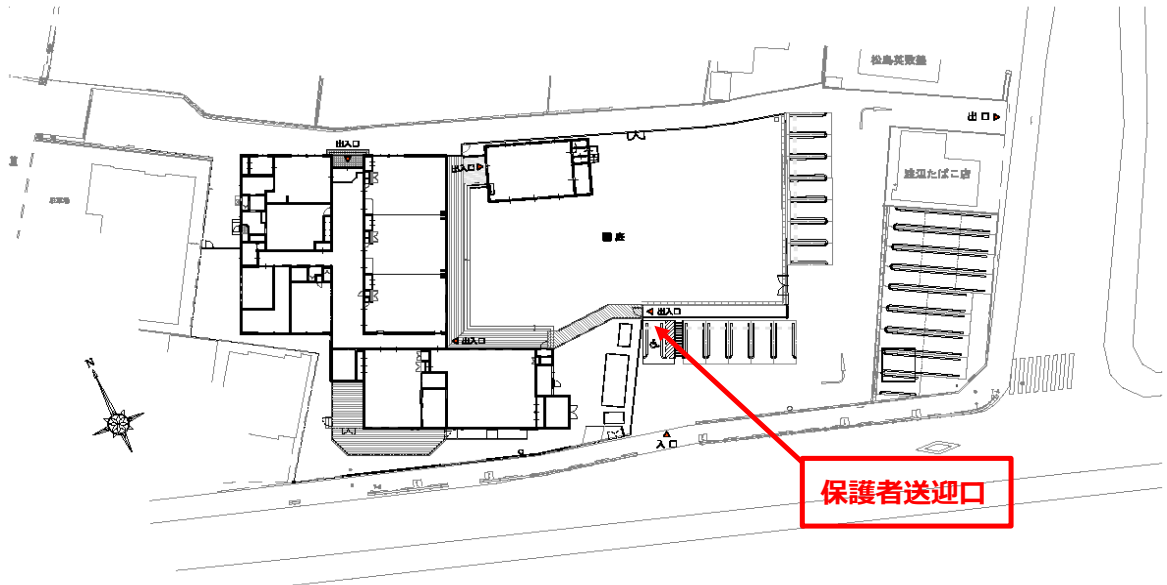
保護者氏名

※保護者の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

みなみこども園 施設図

みなみこども園マップ



園舎マップ



● カードリーダー

非常時（火事・地震・津波）の避難場所です！

火災・地震・津波が発生し、こども園からの避難が必要になった時の避難場所です。

下記のことを、よく把握しておいてください。

園舎倒壊の恐れがあるとき	⇒	佐伯市役所
津波警報がでたとき	⇒	長島防災高台 城山（三の丸上の段）

台風接近時の対応について

警報が発令されている場合

◎お子様の安全を第一に考え、保護者が在宅可能な場合は、家庭保育にご協力をお願いします。

登園してから警報が発令された場合

◎気象状況や道路交通の状況を考慮し、早めにお迎えに来ていただきますようご協力をお願いします。

◎登園後、気象状況等により保育を中止する場合は、電話でお知らせします。

避難指示が発令された場合

◎開園前にこの地域で警戒レベル4（避難指示）が発令された場合は、こども園は**休園**いたします。保育中にレベル4（避難指示）が発令された場合は、**閉園**しますので、「お迎え」をお願いします。その場合は、ご連絡します。

※職員の携帯電話から連絡することもありますので対応をお願いします。

みなみこども園

〒876-0843 大分県佐伯市中の島2丁目19番36号

TEL 23-0567 FAX 23-0569

E-mail: minami@saikiminsei.jp

HPアドレス <http://minsei.saiki.jp/minami>

利用者負担金

(令和5年(2023年)4月～)

別表1 給食費

1号認定者	2号認定者
<p>月額 3,700円 (主食費500円+副食費3,200円)</p> <p>※学期中の土曜日以外の昼食給食費を12ヶ月で割った金額です。</p>	<p>月額 5,000円 (主食費500円+副食費4,500円)</p> <p>※年間通した月曜日～土曜日の給食費です。</p>

支払方法	月末締め翌 20日 に、口座引き落としを行います。
	途中退園される方は、退園された翌月。(例えば、9月に退園されたら10月に引き落としとなります。)
	卒園される方の3月分は、 4月 に引き落としします。
減額の対象	・月の途中で退園される場合は、給食日×200円で日割り計算を行います。
	・前月20日までに休み申し出た場合(給食停止届出書の提出)で、開園日を連続した5日以上の休みの場合、日割り計算をします。
	・療育施設に月8日以上通い休む場合、日割り計算を行います。その際、給食停止届出書の提出は、年度当初もしくは利用始めにお願いします。
減額の対象外	・土曜日を恒常的に休む場合は、減額を行いません。
	・弁当日、病休、臨時休園等は、減額を行いません

※「給食停止届出書」は、こども園にありますので、必要な方は職員に申し出てください。

別表2 預かり保育・延長保育等に係る利用者負担金

※いずれの認定の場合も、預かり保育、延長保育の申し込みがなかった場合でも、受け入れやお迎えの時間が規定の時間を過ぎた場合は、預かり保育料金、延長保育料金をいただくことになります。

(1) 1号認定（3歳以上児で、保育の認定の必要事由に該当しない）

預かり保育・延長保育料金表

	時 間	料 金
月曜日～金曜日	7時～7時30分	200円
	7時30分～8時	200円
	8時～14時	
	14時～16時（おやつ代50円込み）	250円
	16時～17時	100円
	17時～18時	100円
	18時～18時30分（延長おやつ代込み）	200円
土曜日及び長期休暇中の平日	7時～7時30分	200円
	7時30分～8時	200円
	8時～12時30分（給食費200円込み）	650円
	12時30分～16時（おやつ代50円込み）	350円
	16時～17時	100円
	17時～18時	100円
	18時～18時30分（延長おやつ代込み）	200円

※保育の必要の認定事由に該当する場合、1日450円、1ヶ月11,300円までは無償となります。

(2) 2号認定（3歳以上児）

預かり保育・延長保育料金表

	時 間	料 金
保育短時間 （9時～17時）	7時～7時30分	200円
	7時30分～8時	200円
	8時～8時30分	200円
	8時30分～9時	免除
	9時～17時	
	17時～17時30分	200円
	17時30分～18時	200円
	18時～18時30分	200円
	保育標準時間 （7時～18時）	7時～18時
18時～18時30分		200円

※ただし、「保育標準時間」は月2,000円が上限です。

(3) 3号認定(3歳未満児)

預かり保育・延長保育料金表

	時 間	料 金
保育短時間 (9時～17時)	7時～7時30分	200円
	7時30分～8時	200円
	8時～8時30分	200円
	8時30分～9時	免除
	9時～17時	
	17時～17時30分	200円
	17時30分～18時	200円
	18時～18時30分	200円
	保育標準時間 (7時～18時)	7時～18時
18時～18時30分		200円

※ただし、「保育標準時間」は月2,000円が上限です。

別表3 その他利用者負担金 (令和5年(2023年)4月～)

項目	内容等	金額
学級費※	5歳児(めろん組) 教材費や体験学習等(園内・園外)に使います。	1,000円/月
帽子代	クラスの色わけ帽子(新入園時)	500円
	紛失、破損などにより再購入したとき	実 費
災害共済掛金 (スポーツ保険)	こども園の管理下において発生した事故等に補償される保険です。年度初め・新入園時に支払っていただきます。	240円/年
写真代	【個人で購入を希望した写真】 写真は、コドモンを通して販売するので、コドモンで申し込んでください。	実 費
交通費	公共交通機関等(バス、電車、タクシー等)を利用した際に、こども園が必要と判断した実費を、支払っていただきます。	実 費

※ 行事に参加できなかった場合や年度途中で退園した場合も、納めていただいた学級費は、返却できません。